

## 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員規程第5条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定める。

### (会員)

第2条 本会の賛助会員は、次の各号の団体等とする。

- (1) 本会の目的に賛同する団体
- (2) 本会の目的に賛同する個人

### (手続き)

第3条 新たに賛助会員になるためには、所定の入会申込書を提出し、本会会長の承認を得るものとする。

### (会費の額)

第4条 賛助会員は、本会目的達成のための援助として、会費を負担するものとし、年額会費は次の各号のとおりとする。

- (1) 団体会員 一団体あたり一口 10,000 円
- (2) 個人会員 一口 5,000 円

### (会費の納入時期)

第5条 賛助会費の納入は、毎年度8月末日までとする。ただし、新たに会員となった者の納入は、第3条の承認を得た日の翌月末日までとする。

### (退会)

第6条 賛助会員が次の各号に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 退会申出書の提出があったとき
- (2) 解散または死亡したとき

### (会費の返還)

第7条 賛助会員が年度途中で退会した場合等、一旦納入された年会費は返還しないものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、令和2年6月9日から施行する。